2 幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実

(1) 幼稚園等における特別支援教育の充実

#### 【現状と課題】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等(以下、「幼稚園等」)では、障害のある乳幼児に対し、医療、保健、福祉等の関係機関と連携した早期からの相談や支援などの取組が行われています。 乳幼児からの一貫した切れ目のない支援をさらに進めるため、個別の教育支援計画(※13)を作成、活用し、障害のある乳幼児の成長の記録や支援の内容、合理的配慮(※14)等に関する情報を関係機関と共有するとともに、小学校に確実に引き継ぐことが求められています。
- また、幼稚園等の職員においては、これまで各地区で開催されている特別支援教育コーディネーター連絡協議会等に参加したり、研修に取り組んだりすることで特別支援教育の充実が図られてきました。一方、特別支援教育に係る園同士の情報交換や合同研修会の実施等の取組が不足していることが課題となっています。
- 幼稚園等における特別支援教育の充実のため、職員等が障害のある幼児一人一人の特性を理解するとともに、特別支援学校などの助言又は援助を活用するなどして、支援内容や方法の工夫に組織的かつ計画的に取り組むことが求められています。
- 市町における1歳6か月児健診や3歳児健診は、保護者にとって子どもの発達上の課題や障害の早期発見の機会として有用な役割を担っており、5歳児健診を実施している市町もあります。これらの健診の場を活用し、就学先の決定にあたっては、就学の仕組みやそれぞれの学びの場における必要な情報を、早期から保護者に対して提供することが求められています。

## 【施策の方向性】

- 県教育委員会と関係部局が連携して、幼稚園等から小学校等へ個別の教育支援計画 の引継ぎをより確実なものにするとともに、特別支援教育コーディネーター連絡協議 会などの機会を通じて、園同士の円滑な情報交換を推進します。
- 就学前の情報を活用して就学相談の充実が図られるよう市町教育委員会の取組を積 極的に支援します。

<u>(※13) 個別の教育支援計画</u>:関係機関との連携により乳幼児から学校卒業後まで一貫した支援を行うため、教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ長期的な視点に立った計画。学校が中心となって作成し、保護者の参画や意見等を聴くことなどが求められる。

(※14) 合理的配慮: 障害のある人が障害のない人と平等に全ての人権及び基本的自由を享受し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

## (2) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実

①特別支援教育の視点を生かした教育環境づくりや授業づくりの充実

#### 【現状と課題】

○ 小・中学校、義務教育学校、高等学校においては、全ての児童生徒にとって分かりやすい指示の出し方や掲示の工夫など、ユニバーサルデザイン(※15)の教育環境づくりや授業づくりを行うとともに、障害のある児童生徒一人一人に応じた指導や支援の充実が求められています。

#### 【施策の方向性】

- 管理職員を含めた全ての教職員の発達障害等に関する研修を充実し、学校経営方針 に特別支援教育の視点を取り入れることを推進します。
- 小・中学校、義務教育学校、高等学校におけるユニバーサルデザインに基づいた教育 環境づくりや授業づくり、障害のある児童生徒一人一人に応じた指導や支援の充実に 向け、市町教育委員会と連携して取り組みます。

## ②学校全体で連携・協働した特別支援教育に取り組む体制づくり

#### 【現状と課題】

- 改訂された学習指導要領では、特別支援学級 (※16) に在籍する児童生徒の障害の状態等を考慮の上、特別支援学校学習指導要領を参考にし、児童生徒の実態に応じた特別の教育課程を編成することが規定されています。そのため、特別支援学級を設置する学校の全ての教員が特別の教育課程の編成の手続を理解し、指導の充実を図ることが求められています。
- さらに、通級による指導 (※17) においては、多様な実態の児童生徒を対象とするため、自立活動における個別の指導計画の作成に関する理解と、それに基づく指導の充実が求められています。また、通常の学級において、通級による指導の成果を十分に発揮するためには、学校全体で連携・協働して特別支援教育に取り組む体制づくりが重要となっています。

## 【施策の方向性】

- 小・中学校、義務教育学校の教員に対し、特別の教育課程の編成や個別の指導計画の 作成に関する理解を促すなど、市町教育委員会と連携し、指導の充実に向けて取り組 みます。
- 特別支援学級担任や通級による指導の担当者を中心として、全教職員の共通理解の もと自立活動の指導を行う体制づくりを推進します。

(※15) ユニバーサルデザイン: 障害の有無や年齢などに関わらず、誰でも利用しやすいようにサービスや環境をデザインする考え方。 (※16) 特別支援学級: 障害の程度が比較的軽い児童生徒のために、小・中学校、義務教育学校に障害の種別ごとに設置される少人数 編制の学級。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

<u>(※17) 通級による指導</u>:通常の学級に在籍している障害の程度が軽い児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける教育の形態のこと。対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害などで、知的障害は含まない。平成30年度から高等学校における通級による指導が制度化された。

#### ③個別の教育支援計画の作成と活用による切れ目ない支援体制の構築

#### 【現状と課題】

- 全ての教職員は、個別の教育支援計画の作成の意義や必要性について理解を深めることが求められています。併せて、学校間の引継ぎについては、県内全ての学校間で確実に引継ぎが行われるよう、具体的かつ効果的な方法や仕組みを整理して示すことが求められています。
- このほか、個別の教育支援計画を活用した高等学校卒業後の進路先との引継ぎや、労働・福祉等、関係機関と連携した支援の充実が求められています。

# 【施策の方向性】

- 小学校等で作成した個別の教育支援計画の目標や支援の方向性等について、学校間の引継ぎを確実に行い、全ての教職員で情報共有し、一貫した指導や支援を行うことができる体制づくりを推進します。
- 学校間の引継ぎや高等学校卒業後の進路先との引継ぎの在り方について明確に示すことで、切れ目のない支援についての理解・啓発に取り組みます。

### ④校内の人材を活用した効果的な支援体制の充実

#### 【現状と課題】

○ 管理職員が中心となって特別支援教育を推進するという意識をさらに高め、教職員を指導していくことが重要です。併せて、特別支援教育コーディネーター(※18)、指導教諭(※19)等が校内における特別支援教育推進の核となり、全ての教職員の特別支援教育に関する理解を深め、全教職員が協力して一人一人の児童生徒を育てる体制づくりが求められています。

#### 【施策の方向性】

○ 管理職員がリーダーシップを発揮し、特別支援教育コーディネーターや指導教諭、 特別支援学級担任、通級による指導の担当者を中心として、全ての教職員の特別支援 教育に関する理解を深め、効果的な支援体制づくりを推進します。

<u>(※18) 特別支援教育コーディネーター</u>: 各学校における特別支援教育の推進のため、校務分掌に明確に位置付けられ、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営や関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員のこと。

(※19) 指導教諭: 児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う者のこと。本県においては、特別支援教育に高い指導力等を備える者を小・中学校、義務教育学校に任用することで、所属校とともに配置市町内の学校の特別支援教育の充実を図ることをねらいとしている。

# ⑤学校外の専門家と連携した支援の充実

# 【現状と課題】

- 小学校等においては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び視能訓練士等の外部 専門家を有効に活用するなど、ネットワーク構築を強化することが求められています。
- 発達障害等のある生徒や保護者の中には、高等学校卒業後、自分に必要な支援を受けるための社会的資源や制度があることを知らない方もいます。そのため高等学校においても在学中から、発達障害者支援センター等の福祉や医療等の関係機関や就労支援機関等との効果的な連携や支援ネットワークの構築が求められています。

## 【施策の方向性】

○ 小・中学校、義務教育学校、高等学校における外部専門家及び関係機関等との連携 や支援に係るネットワークの構築など、市町教育委員会と連携した支援の充実や必要 な支援を受けるための制度の啓発に取り組みます。